

仕 様 書 (案)

1 業務名

福岡県デジタル広告を用いた戦略的広報業務

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

社会全体の傾向として、全世代を通して従来型のメディアの平均利用時間は減少傾向にあり、他方で、SNSを中心としたインターネットの平均利用時間は増加している状況にある。また、インターネットの利用者は、住所、年齢、性別、趣味といった基本的な属性を設定しているなどの特徴があり、従来型のメディアに比べ訴求対象を絞った戦略的な広報が可能である。

これらのことから、県の施策や取組をより効果的に発信するため、SNS 広告等を用いた戦略的広報（以下、「デジタルプロモーション」という。）を展開する。

4 業務内容

受託者は次の業務を行う。

なお、広告のテーマ（内容）については、県が別途指定するものとする。

また、テーマ数は全体で5件程度（うち、LP 作成は2件程度）とし、広告媒体に支払う広告費（管理運搬費を除く）の総額は350万円以上（税込み）とする。

（1）デジタルプロモーションの実施

① 広告の製作

県（県民情報広報課及び各テーマの事業担当課）と受託者において、テーマの概要共有や目標設定について協議し、目標に応じた効果的なターゲティング、広告媒体、広告費、フリークエンシーキャップ等の提案を行い、それらに適した広告を制作の上、県の承認を得ること。

さらに、ターゲティングの提案に当たっては、Google アナリティクスから得られる情報も効果的に活用すること。

② KPI 及びコンバージョンの設定と計測

県、受託者で協議の上、テーマごとに目標（KPI 及びコンバージョン）を定め、ランディングページや下層ページ等への必要なタグの埋め込み、Google アナリティクス上でのイベントトラッキングの設定（Google アナリティクスの編集権限は県が付与する前提とする）等、目標の計測に係る処理・助言を行うこと。

なお、コンバージョンは1テーマにつき原則1つとするが、その計測に必要なタグの埋め込みやイベントトラッキングの設定は複数ページ（ランディングページやその下層ページ等）に渡る可能性がある。

③ 広告の出稿及び運用

ア 「① 広告の制作」に基づき広告を出稿し、出稿した広告媒体へ広告費を支払うこと。

イ 広告媒体や年齢、性別ごとの表示回数、クリック数、クリック率、表示単価、クリック単価、フリークエンシー、コンバージョン等の閲覧・行動情報をモニタリングし、広告出稿開始から一週間後に閲覧情報を集計・分析した中間レポートを県に提出すること。

ウ 出稿した広告に関して、運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック率などの成果がよくない場合は、出稿期間中であっても、ターゲティングの変更などを県に提案し、変更や再出稿の作業などを行うこと。

エ 出稿に必要な広告用アカウントは、原則、受託者で用意することとする。なお、県が保有するアカウントの使用を妨げないものとする。

④ 効果測定レポート及びデータベースの作成

広告出稿期間終了後、14日以内に閲覧情報を集計・分析し、今後の改善点や総合的な評価を盛り込んだ効果測定レポートを作成し、県に提出すること。

また、同種のテーマの広告を実施するに当たり、ターゲティングや KPI 設定の参考資料として利用できるよう、効果測定レポートの内容をまとめたデータベースを作成し、県に提出すること。

（2）担当者マニュアルの作成

県民情報広報課自ら事業担当課に対してデジタルプロモーション前後のアドバイスをを行うことができるよう、表示回数やクリック数等の測定値の見方・着眼点、単価の考え方、Google アナリティクス MCC の基本概要、操作方法やタグ埋め込みのポイント等についてまとめた簡易マニュアルを作

成すること。

5 成果品の納品

(1) 内容

- ① 広告の画像を含め、出稿内容が確認できるもの
- ② 効果測定レポート（上記4（1）④の写し）

(2) 提出媒体

紙媒体及び電子データ1部

(3) 提出時期

広告出稿期間終了後速やかに

6 著作権

(1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。

(2) 受託者は本件履行に伴い発生する成果物について、県に対して著作者人格権を行使しない。

(3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

(4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

7 受託者の責務

(1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。

(2) 県の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。

(3) 県の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。

(5) 関係法令を遵守し業務にあたること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議の上、解決することとする。